

「児童虐待の防止等に関する政策評価」の結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況(2回目のフォローアップ)

【勧告先】文部科学省、厚生労働省

【勧告日】平成24年1月20日

【一回目の回答日】文部科学省：平成24年9月4日 厚生労働省：平成24年9月3日

【二回目の回答日】文部科学省：平成26年6月5日 厚生労働省：平成26年6月6日

主な勧告事項（調査結果）

1. 児童虐待の発生予防に係る取組の推進

- ① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施の促進
(厚生労働省)
- ② 児童虐待の発生予防に係る効果的な取組の検討
(文部科学省、厚生労働省)



主な政策への反映状況

- ① 両事業未実施の原因を分析するための調査を平成24年2月から実施し、その結果を都道府県等に情報提供（24年12月）
- ・ 全国厚生労働関係部局長会議等において、都道府県等に対し、管内市町村への働き掛けを要請（25年度には2回実施）

両事業の実施率が以下のとおり上昇

乳児家庭全戸訪問事業	92.3% (23年度)	→	94.1% (24年度)
養育支援訪問事業	62.9% (23年度)	→	67.3% (24年度)

- ② (文部科学省)
 - ・ 児童虐待など社会的課題を抱える家庭へのサポート体制構築のため、全国で実証的調査研究を実施（25年度）
 - ・ 効果的なアウトリーチ支援の手法開発のため、「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」を実施（26年度）
- (厚生労働省)
 - ・ 「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を作成し、医療機関での取組を促進（26年3月）
 - ・ 「学生によるオレンジリボン運動（※）」の実施校を拡大
7校（24年度） → 113校（25年度）
 - ・ 平成25年3月に市町村等に配布した「乳幼児揺さぶられ症候群」の予防啓発DVDの動画をホームページに掲載（25年11月）

※ 近い将来親になる若者たちが児童虐待防止に係る啓発活動を行うことにより、児童虐待問題への関心を高め、虐待の予防につなげていくことを目的とするもの

2. 児童虐待の早期発見に係る取組の推進

- ① 小・中学校における児童相談所等への速やかな通告の徹底
(文部科学省)
- ② 早期発見に係る広報・啓発の充実等
(厚生労働省)



- ① 小・中学校における通告の実施状況に関する調査を実施（24年度）
⇒ 全て1か月以内に適切に通告が行われていたとの調査結果
⇒ 都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議の場を活用し、都道府県等に対し引き続き継続的な指導を実施（26年1月）
- ② 児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを追加（24年9月）
・ 広報・啓発媒体に通告者や通告内容に関する秘密が守られる旨明記するよう、都道府県等に対し文書で要請（25年7月）

3. 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進

- ① 児童相談所と市町村の役割分担の明確化
(厚生労働省)
- ② 保護者に対する援助の充実・強化
(厚生労働省)
- ③ 里親委託の推進
(厚生労働省)



- ① 児童相談所と市町村の双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるような役割分担の基準の策定について、都道府県等に対し文書で要請（25年7月）
・ 児童相談所OB等が市町村職員とチームを組んで児童虐待防止対策に取り組むなどの「市町村との連携強化事業」を新たに創設（26年度）
- ② 平成24年度から実施している「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」の結果を児童相談所等に周知予定（26年度）
・ 保護者及び児童に対する適切なアセスメント(調査)の実施のため、「子ども虐待対応の手引き」を改正し、アセスメント指標を具体的に例示するとともに、新たに在宅支援におけるアセスメントシートの例を掲載（25年8月）
- ③ 平成24年度から児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置
⇒ 平成25年10月現在 226か所に配置
・ 里親等委託率を大幅に伸ばした自治体の取組の事例集を各自治体に配布し、活用を促進（25年3月）

児童虐待の防止等に関する政策評価結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況

テーマ名	児童虐待の防止等に関する政策評価結果（総合性確保評価）（平成24年1月20日勧告）
関係行政機関	文部科学省（回答日：（1回目）平成24年9月4日（2回目）26年6月5日） 厚生労働省（回答日：（1回目）平成24年9月3日（2回目）26年6月6日）
評価結果の概要	
<p>○ 評価の観点 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 児童虐待の防止等に関する政策については、</p> <p>① 児童虐待相談対応件数（以下「虐待対応件数」という。）は増加の一途であること ② 児童虐待による死亡児童数は、年間おおむね50人ないし60人前後（虐待死）で推移し、減少していないこと ③ 当省の調査結果において、児童虐待の i）発生予防、ii）早期発見、iii）早期対応から保護・支援及びiv）関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、iii）早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。</p> <p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、3歳未満の児童の虐待防止に効果が認められるが、両事業を未実施の市町村や、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられた。また、両事業は3歳以上の児童の虐待防止には効果が乏しく、両事業のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。 当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成23年7月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。</p> <p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況 ア 関係機関における早期発見に係る取組 調査した保育所及び小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1か月以上）を要している事例がみられた。 当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成22年8月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請しているが、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発 児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っていない。また、都道府県等が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないものがみられた。</p> <p>(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況 ア 児童相談所及び市町村における対応体制等 （ア）虐待対応件数等の報告 児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について都道府県等に確認したところ、適切な報告を行っているものはみられなかった。</p> <p>（イ）児童相談所及び市町村における対応体制 児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、①研修の機会が十分に確保されていないまま事案を担当せざるを得ない、②経験豊富な担当者の配置が少ない、③バーンアウト対策が十分とはいえない状況となっている。</p> <p>（ウ）児童相談所と市町村の役割分担 全1,750市町村のうち児童相談所との役割分担の取決めはないものが1,253市町村（71.6%）となっており、役割分担が明確になっていないことも原因となって児童相談</p>	

所の対応が遅れたと考えられる事例もみられた。

イ 安全確認の実施

調査した児童相談所及び市町村において安全確認までに3日以上要した事例も一部みられた。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成22年8月に通知を、9月には手引きを発出している。しかし、通知及び手引きは市町村を対象にしておらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。

ウ 児童及び保護者に対する援助等

(ア) 一時保護所の整備

調査した一時保護所において、①年間の平均入所率が9割を超えるところ、②混合処遇を実施しているところ、③児童指導員として教員OB等が配置されていないところがみられた。

(イ) 保護者に対する援助

保護者への援助の結果、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかったものや、②アセスメント（調査）が不十分なものが多い。特に、児童相談所は、市町村に比べ①の割合が、悪化・再発いずれにおいても高い。児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。

また、援助指針等決定時や対応終了時に独自のアセスメントシートを利用している児童相談所及び市町村における悪化率、再発率は、利用していない児童相談所及び市町村に比べて低い。

当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること等が提言されている。

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携

入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていない事例等がみられた。

(エ) 死亡事例等の検証

都道府県等において、過去に社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「事例検証委員会」という。）の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。

エ 社会的養護体制の整備

(ア) 児童養護施設等の整備

子ども・子育て応援プラン（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）における小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の整備目標は達成されていない。

情緒障害児短期治療施設において、入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方が施設によって異なる状況がみられた。

(イ) 里親委託の推進

認定・登録された里親の約6割が未委託となっており、高齢化が一因であるとの意見が聞かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。

また、里親等委託率の実績は、子ども・子育て応援プランの目標を下回っており、都道府県別にみると較差がみられた。

さらに、里親支援機関事業を実施した都道府県等における事業実施後の認定・登録里親数と里親等委託率は必ずしも伸びていない状況がみられた。

(4) 関係機関の連携状況

児童虐待が発生しているにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）における個別ケース検討会議及び実務者会議が1回も開催されていない市町村がみられた。

勸告	回答
<p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進</p> <p>① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> → : 1回目の回答 ⇒ : 2回目の回答 </div> <p>(厚生労働省)</p> <p>→① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない、あるいは、乳児家庭全戸訪問事業が低調な原因を分析するため、平成24年2月から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して調査を実施している。現在、同調査結果を集計中であり、今後、これを踏まえて必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>なお、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対し、本政策評価結果を踏まえ、管内市町村において、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業をいまだ実施していない場合は、その実施について管内市町村へ働きかけるよう、「児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について」（平成24年2月23日付け雇児総発0223第1号、雇児保発0223第1号、各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、保育課長通知。以下「平成24年2月23日通知」という。）により要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒① 平成23年度の乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施率はそれぞれ92.3%及び62.9%であったが、24年度にはそれぞれ94.1%及び67.3%に上昇した。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない、あるいは、乳児家庭全戸訪問事業が低調な原因を分析するため、平成24年2月から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して調査を実施し、24年12月に調査結果を取りまとめ、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した（管内市区町村に対する情報提供も依頼）。当該事務連絡において、乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかった家庭に対しては、訪問できなかった理由や背景を調べ、今後の支援や見守りの検討につなげるよう依頼した。</p> <p>平成25年度においては、引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成26年1月22日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成26年2月26日）において、全市町村での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進するため、都道府県等に対し管内市町村への働き掛けを要請した。</p>

勸告	回答
<p>② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。</p> <p>ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月の通知</p> <p>(注) 発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。</p> <p>(文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>(注) 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知)。</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>→② 文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が平成24年3月に取りまとめた報告書において、特に児童虐待防止の取組を強化することが社会的な課題となっており、その発生予防に資するよう親の学びの支援や孤立防止のためのつながりづくりを一層進めることが必要であるとの認識の下、親の育ちを応援する学習プログラムの充実、親子と地域のつながりをつくる取組の推進、支援のネットワークをつくる体制づくりに関する方策もその中で提言された。</p> <p>これを踏まえ、児童虐待等家庭をめぐる問題の複雑化等を背景に社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図ることを目的に、全国の地方公共団体の家庭教育支援担当者、家庭教育支援チーム、NPO、関係団体等が一堂に会する全国家庭教育支援研究協議会において、平成24年度は児童虐待の発生予防対策も含め、教育分野と福祉・保健分野が連携した家庭教育支援の更なる効果的な取組について検討することとしている。</p> <p>また、以下の取組 i)、ii)の必要性を地方公共団体、学校、NPO、家庭教育関係団体等を対象とする各種会議等において説明するとともに学校と地域人材の連携による課題を抱えた家庭への対応事例についても情報提供することにより、地方公共団体による児童虐待防止に資する取組を積極的に促していく。さらに、取組 i)、ii)について補助事業により推進していく。</p> <p>i) 孤立防止のためのつながりづくりを一層進めるため、地域人材(主任児童委員や児童委員を含む。)を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を推進する。</p> <p>ii) 子どもとのコミュニケーションや保護者が抱えるストレスへの対処方法等について、気づきや学び合いを促すための体験型やワークショップ形式の学習プログラムや講座を開発し、充実させる。</p> <p>さらに、中高生など将来親になる世代を対象に、乳幼児と触れあう機会の提供を図ったり、親になることや、子どもとの関わり方、自他の生命を大切にすることについて学べるようにするなど、児童虐待防止に資する取組を推進する。</p> <p>なお、上記検討委員会の報告書は、国のみならず地方公共団体の施策の指針ともなることから、平成24年4月に都道府県、指定都市及び中核市の教育委員会等に対して同報告書を送付するとともに、同報告書の趣旨を踏まえた家庭教育支援の取組の推進について依頼した。</p>

勸告	回答
	<p>加えて、厚生労働省との連名による通知「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について（平成 21 年 3 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛）」、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について（平成 22 年 9 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛）」により教育分野と福祉分野との相互連携を促し、教育分野や福祉分野の関係者を対象とした全国的な会議等において周知徹底を図っているところである。今後も厚生労働省との緊密な連携の下、児童虐待予防にも資する家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>⇒② 児童虐待等家庭をめぐる問題の複雑化等を背景に社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図ることを目的に、全国の地方公共団体の家庭教育支援担当者、家庭教育支援チーム、NPO、関係団体等が一堂に会する全国家庭教育支援研究協議会を平成 24 年 11 月に開催した。その中で「親の孤立化や児童虐待予防への効果的な取組方策」を分科会のテーマに、福祉行政分野の専門家も参加し、地域における親支援プログラムの実践事例や家庭教育支援チームによるアウトリーチ活動の報告を基に、児童虐待予防の観点から、これらの取組の意義等について協議を行った。協議の成果として、虐待のリスクとして、親のストレスや悩み、社会的な孤立や援助者の不在が挙げられるが、それに対応する取組として、地域人材によるアウトリーチ支援が有効であること、また、子どもの成長や発達を理解するための親支援プログラムの提供が有効であること等が改めて確認された。</p> <p>平成 25 年度は、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」により、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、全国で実証的調査研究を実施した。今後は、当事業により得られた効果、地域課題解決のノウハウ等について、ホームページでの情報提供や全国的規模で関係者が集まる大会の開催等を通じ、各地域における課題解決に資する取組に対する理解が深まるよう、周知・広報を行っていくこととしている。</p> <p>また、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」により、身近な地域において、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、自治体の取組を支援し、就学時健康診断や保護者会など多く</p>

勸告	回答
	<p>の親が集まる機会を活用した学習機会の提供、家庭教育支援チーム等による様々な家庭の状況に応じた訪問型支援も含む情報提供や相談対応のほか、親の学びのための学習プログラムの作成や、講座の進行役となるファシリテーター等地域人材の養成などの様々な家庭教育支援の活動が実施された。</p> <p>さらに、平成25年9月に、孤立しがちな保護者や効果的な取組等を検討するため、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を設置し、平成26年3月に「審議の整理」を取りまとめた。</p> <p>この中で、「地域社会から孤立し、様々な問題を抱え、主体的な家庭教育ができなくなっているおそれのある保護者に対しては、家庭訪問等により、直接、家庭に働きかけ、個別に情報提供したり、学校のほか、保健福祉部局など関係機関と連携して、困難を軽減し、学びの場や地域社会への参加を促す取組も重要である。特に、訪問型支援を行うに当たっては、全ての子供や家庭を対象とし、状況を把握している保健所や学校などと連携して行うことが望ましい。また、チーム員が自ら訪問を行うだけでなく、他の子育て・家庭教育支援団体や支援者と連携して家庭訪問等の支援のネットワークを広げることも効果的と考えられる。」との提言を受けた。</p> <p>平成26年度は、検討委員会の「審議の整理」を踏まえて、「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」を実施し、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する訪問型家庭教育支援の先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析して広く周知することで、全国的に家庭教育支援におけるアウトリーチ型支援を推進していくこととしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→② 死亡事例において、生後間もない子どもを始めとした乳幼児期の子どもが多くを占めている状況にあり、特に妊娠・出産・育児期の児童虐待の発生予防が重要である。このため、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚</p>

勸告	回答
	<p>生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知。以下「平成23年7月通知」という。)により、地方公共団体に対して取組を促しており、現在、通知発出後の地方公共団体における取組状況についての現状を調査している。</p> <p>今後は、同調査結果を取りまとめ、これも踏まえつつ、発生予防に係る更なる効果的な取組を検討の上、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>また、平成23年7月通知に基づく、妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備及び管内市町村や医療機関等の関係機関への周知について、都道府県等に対し改めて平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>加えて、平成23年7月通知を踏まえた発生予防の取組である、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の早急な整備及び妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備を推進するほか、妊娠期から養育についての支援が必要と認められる「特定妊婦」への支援、医療機関との積極的な連携による対応を図るとともに、近い将来親となる若年者に対する広報・啓発に取り組むよう都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知。以下「平成24年7月26日通知」という。）により要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒② i) 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知）発出後の地方公共団体における取組状況について調査を行い、平成25年3月28日に調査結果</p>

勸告	回答
	<p>を取りまとめた（平成 23 年度母子保健事業の実施状況）。</p> <p>この調査結果によれば、「妊娠等について相談できる窓口の周知を行っている」（93.4%）、「妊娠期からの養育支援を必要とする家庭を把握した際には、医療機関と相互に情報共有を図っている」（90.1%）、「虐待防止体制として、児童福祉部署の担当者や医療機関等との連携体制を整備している」（93.1%）など、大半の市町村で前出の「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」に基づく取組がなされている状況であるが、全国厚生労働部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日）において、実効性のある連携の在り方や実施方法について引き続き検討するよう都道府県等に対して要請した。</p> <p>ii) 都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 9 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 25 年 7 月 25 日付け雇児総発 0725 第 1 号・雇児母発 0725 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知。以下「平成 25 年 7 月 25 日通知」という。）により、引き続き従前の関係通知に基づく取組を推進するよう要請するとともに、妊婦が精神疾患を抱えている場合には、産科のみならず、精神科医療機関も要保護児童対策地域協議会の構成員に加える等により連携を図ることや、都道府県の母子保健担当部署が、管内市町村と産科医療機関との連携体制の整備や情報提供に係る基準の策定等、市町村と医療機関との連携強化を積極的に支援することなどを要請した。</p> <p>iii) 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け雇児総発 0611 第 1 号・雇児母発 0611 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）を発出し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 1 号・雇児母発 1130 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）に基づく虐待の発生予</p>

勸告	回答
	<p>防のための取組の徹底を要請した。</p> <p>iv) 平成 26 年 3 月 31 日に、児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会において「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を取りまとめた。また、医療機関での児童虐待に対応する組織の立ち上げや、地域での児童虐待防止医療ネットワークの構築などに活用できるように、同日付けで、各都道府県、政令市及び特別区宛てに送付し、関係団体等への本手引きの周知を依頼したところである。</p> <p>v) 平成 25 年 10 月 11 日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁と関係団体が意見交換などを行う「児童虐待防止対策協議会（第 17 回）」を開催し、関係団体に対し、児童虐待防止のための取組を要請した。また、議題として「若年者などに向けた虐待予防に関する理解の促進」を特に取り上げ、若年者などに向けた啓発等の取組の推進を要請した。</p> <p>vi) 平成 25 年 11 月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットの全国配布、インターネットテレビ（政府広報）の放映、厚生労働省広報誌への特集記事の掲載などを行い、集中的な広報・啓発を実施した。</p> <p>vii) 近い将来親になる若者たちが児童虐待防止に係る啓発活動を行うことにより、児童虐待問題への関心を高め、虐待の予防につなげていくことを目的とする「学生によるオレンジリボン運動」について、平成 25 年度においては、実施校を 24 年度の 7 校から 113 校に拡大して本格的に実施し、その取組状況については、平成 26 年 3 月に厚生労働省ホームページに掲載し、紹介した。</p> <p>viii) 平成 25 年 3 月に全国の市町村等に配布した、児童虐待の一つである「乳幼児揺さぶられ症候群」の予防を図るための啓発DVDについて、同年 11 月に厚生労働省ホームページに動画を掲載し、国民一般に周知を行った。</p> <p>ix) 引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成 26 年 2 月 26 日）において、関係通知・事業等に基づく児童虐待の発生予防に係る取組の更なる推進を要請した。</p>
<p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進</p> <p>ア 保育所及び小・中学校における取組の推進</p> <p>① 市町村に対し、保育所における</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→① 児童虐待の早期発見のため、保育所を利用している子</p>

勸告	回答
<p>速やかな通告を徹底するよう要請すること。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>② 平成 22 年 8 月に発出した課長通知(注)を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>(注) 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について(通知)」(平成 22 年 8 月 13 日付け 22 初児生第 20 号、都道府県教育委員会担当課長、各指定都市教育委員会担当課長、都道府県私立学校主管課長、附属学校を置く各国立大学法人学長宛て、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)。</p>	<p>どもの虐待が疑われる場合には、保育所において市町村又は児童相談所への速やかな通告を徹底することを管内市町村及び保育関係者へ周知するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒① 毎年 11 月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットを全国配布し、保育所等の関係機関へ掲示・配布されることにより、児童虐待が疑われる場合等の通告について周知を図っている。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>⇒② 平成 24 年 1 月に都道府県教育委員会教育長等に対し、本勧告の指摘事項を示し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても速やかな通告をすること等について一層の周知徹底を図るよう通知した(平成 24 年 1 月 30 日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学省生涯学習政策局長通知)。</p> <p>また、同年 3 月にも、学校現場における通告を一層推進するため、一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うこと、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等通告を行う際の留意事項を示した(平成 24 年 3 月 29 日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学副大臣通知)。</p> <p>さらに、同年 3 月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、現在、同調査結果について取りまとめているところである。今後、同調査結果により状況を把握した結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討してまいりたい。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>⇒② 平成 24 年 3 月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、同調査結果について取りまとめたところ、児童虐待の疑いがある場合の児童相談所等への通告については、1 か月以内に行われており、適切に対応されていたため、改めて速やかな通告の徹底についての通知等は行っていない。</p> <p>しかしながら、学校現場における速やかな通告を一層</p>

勸告	回答
	<p>徹底するために、各都道府県等の生徒指導担当者が出席する平成 26 年 1 月 30 日の都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議において、児童虐待防止対策や子供虐待防止に関わる学校と教員のケア機能について厚生労働省の担当者による行政説明を行うなど、継続的な指導を行っている。</p>
<p>イ 早期発見に係る広報・啓発の充実 児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れること。 また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載をするよう要請すること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) ⇒ 全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れるため調整中である。 また、広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知及び平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。</p> <p>(厚生労働省) ⇒ 平成 24 年 9 月に全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れた。 広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、引き続き都道府県等に対し平成 25 年 7 月 25 日通知により要請した。</p>
<p>(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進 ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等 (7) 虐待対応件数の適切な把握・公表 都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないよう、記入要領等を見直すこと等により的確な虐待対応件数等を把握・公表すること。 (厚生労働省)</p> <p>(イ) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上 都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会の確保、必要な</p>	<p>(厚生労働省) ⇒ 現在、調査要領等の見直しの検討を行っており、平成 24 年度末に都道府県等に対して調査依頼を行う予定としている 25 年度実績の調査へ反映させる予定である。</p> <p>(厚生労働省) ⇒ 平成 25 年度の福祉行政報告例の記入要領を見直し、平成 25 年 3 月に都道府県等に対して示した。今後、都道府県等の報告内容を集計し、平成 26 年度中に虐待対応件数等を公表する予定である。</p> <p>(厚生労働省) ⇒ 児童福祉司の積極的な配置のほか、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進について、平成</p>

勸告	回答
<p>経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要請すること。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化</p> <p>都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、都道府県等に対し、新任時の研修について最低限盛り込むべき研修の内容や実施方法について示した「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」（平成24年2月23日付け雇児総発0223第2号、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出し、計画的な研修の実施を要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒ 引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成26年1月22日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成26年2月26日）において、地方交付税措置に基づく児童相談所における児童福祉司の積極的な配置や「児童虐待・DV対策等総合支援事業」を活用した児童の安全確認等のための体制強化に努めるよう要請するとともに、都道府県等による研修の実施の推進、国の関係機関が実施する専門的な研修への積極的な受講といった更なる取組を要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 児童相談所と市町村の役割分担については、両者の認識の共有や連携体制の協議を行い、役割分担の明確化を図るよう、児童相談所へ指導するとともに管内市町村へ要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒ 市区町村の児童家庭相談業務、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の設置・運営状況並びに乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況等に係る市町村調査の結果を取りまとめ、平成24年12月に公表し、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した（管内市区町村に対する情報提供も依頼）。本事務連絡において、市区町村と児童相談所の役割分担について、取決めがなされていない市区町村は、児童相談所と協議の上、役割分担の目安となる基準、ルールを策定するよう要請した。</p> <p>児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑に</p>

勸告	回答
	<p>ケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを引き続き都道府県、保健所設置市等に対し平成25年7月25日通知により要請した。</p> <p>また、平成26年度「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の実施事業の一つとして、新たに「市町村との連携強化事業」を創設し、児童相談所OB等が、市町村職員とチームを組んで児童虐待防止対策に取り組むなど、都道府県（児童相談所）による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図るための予算措置を講じた。</p>
<p>イ 速やかな安全確認の実施</p> <p>① 平成22年8月に発出した課長通知及び同年9月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえた児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方策を検討すること。</p> <p>② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→① 速やかな安全確認の実施については、平成24年1月以降に開催した全国厚生労働関係部局長会議（平成24年1月20日）、全国児童相談所長会議（平成24年3月14日）等において、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて適切な対応を行うよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>今後、児童相談所等の体制整備に関する調査において、各児童相談所における安全確認に関するルールへの対応状況について調査することを検討中である。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒① 平成25年度の児童相談所等の体制整備に関する調査により、虐待通告がなされた際の安全確認に要する時間を定めた「時間ルール」の24年度中の運用状況について調査を行った。その結果、時間ルールどおりに確認できなかったケースは約8%であった。確認できなかったケースの中には、「受理が集中した」、「休日・休前日の受理だった」という理由もあったことから、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」を活用した児童の安全確認等のための体制強化に努めるよう平成26年度の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において要請することとしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→② 平成24年1月以降に開催した全国厚生労働関係部局長会議、全国児童相談所長会議等において、目視による安全確認の徹底や虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>また、速やかな安全確認に向けた体制を整備するとともに、対応に苦慮した場合、児童相談所その他の関係機</p>

勸告	回答
	<p>関と連携して対応する方法を検討することを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒② 前出の「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」により、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」において示された留意点に基づく取組の推進とともに、乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭など、虐待発生のリスクが高い家庭への対応といった児童虐待の発生予防に係る取組の徹底を要請した。</p> <p>また、引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成 26 年 2 月 26 日）において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p>
<p>ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化</p> <p>(7) 一時保護所の充実</p> <p>① 年間平均入所率が 9 割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。</p> <p>② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員 O B 等の配置の</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→① 平成 23 年度における一時保護所に関する調査結果も踏まえ、必要に応じて一時保護所の定員を増加させることや、適切な一時保護委託の実施により混合処遇の改善を図るよう都道府県等に対して要請することを予定している。</p> <p>なお、平成 24 年度から、児童相談所から一時保護委託を受ける里親等に対し、児童入所施設等措置費で新たに一時保護委託手当を支弁することとし、一時保護所の混雑軽減と混合処遇の改善に資する措置を講じた。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒① 平成 25 年 7 月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、児童相談所一時保護所の改善について、基本的な考え方や具体的な改善例を示し、地域の実情に応じた必要な環境改善に積極的に努めるよう、都道府県等に対し要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→② 平成 23 年度における一時保護所での教員 O B 等の配置状況に係る調査結果も踏まえ、教員 O B 等の配置促進を都道府県等に対して要請することを検討している。</p>

勸告	回答
<p>促進方策を検討すること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(イ) 保護者に対する援助の充実強化</p> <p>① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。 また、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。</p> <p>② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>⇒② 平成 25 年 7 月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議において、一時保護所における児童の学習支援のため、児童相談所における教員OB等の配置状況を周知するとともに、一層の教員OB等の活用を図るよう、都道府県等に対し要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒① 平成 24 年度中に全国の児童相談所に対して保護者指導プログラムの実態等について調査を実施し、その結果を踏まえ、都道府県等及び市町村への情報提供等の必要な取組を検討する予定である。 また、保護者の特徴に応じた適切なプログラムの選択に関する研究の実施について検討しているところである。 保護者に対する援助が効果を上げる方策については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 28 条に基づく承認審判において、家庭裁判所から都道府県知事に対して行う保護者指導の勧告を保護者にも事実上伝達することとする運用の改善を図るため、平成 24 年 3 月に「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生省児童家庭局長通知）を改正し、児童相談所が家庭裁判所に対して勧告を求めるべきケースの事例、児童相談所から家庭裁判所に対して、家庭裁判所が勧告の内容を保護者に伝達するよう上申する手続きの方法や留意点等について示した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒① 平成 24 年度及び 25 年度の 2 か年にわたり厚生労働科学研究により実施した「児童虐待事例の家族再統合等にわたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」の結果が 26 年 5 月 31 日までに報告される予定であり、当該結果を児童相談所等に周知することとしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒② 援助指針・方針の決定やケース終了の際の適切なアセスメントの実施、援助指針の定期的な見直しの徹底、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別表（家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト）の積極的な</p>

勸告	回答
<p>児童虐待の状況について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。</p> <p>(以上、厚生労働省)</p>	<p>活用及びこれらの管内市町村への要請について都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、地方公共団体が作成しているアセスメントシートを含む虐待対応マニュアルを収集し、このうち参考となる事例について都道府県等に対して情報提供を行うことを検討している。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒② 各自治体が作成しているアセスメントシートを含む虐待対応マニュアルを収集し、このうち参考となる事例について「子どもの虹情報研修センター」の援助機関向けサイトに掲載し、併せて、都道府県、指定都市及び児童相談所に対して情報提供を行った(平成25年3月)。</p> <p>また、「子ども虐待対応の手引きの改正について」(平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)において、アセスメント指標の種類として、i)在宅での支援の必要性を判断するためのもの、ii)通告受理時に一時保護の適否を判断するためのもの、iii)施設入所措置を解除して家庭復帰する際の適否を判断するためのもの、などを例示するとともに、従来から掲載している家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト等に加えて、新たに在宅支援におけるアセスメントシートの例を掲載した。</p>
<p>(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進</p> <p>都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 入所児童に関する援助指針は児童相談所から児童養護施設等へ速やかに提供するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒ 前出の「子ども虐待対応の手引きの改正について」において、「児童相談所は、入所・委託にあたって、各種診断を元に総合診断をして援助指針を策定するが、これらを含む子どもと家族の情報を施設や里親等に対して十分に提供し、その後の支援方針(自立支援計画)の策定に協力しなくてはならない。」という記述を追加した。</p>
<p>(イ) 死亡事例等の検証結果の活用の促進</p> <p>都道府県等に対し、OJTや研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、都</p>

勸告	回答
<p>踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。 (厚生労働省)</p>	<p>道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知及び平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒ 都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、引き続き都道府県等に対し平成 25 年 7 月 25 日通知により要請した。</p> <p>また、引き続き全国厚生労働関係部局長会議（平成 26 年 1 月 22 日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成 26 年 2 月 26 日）において、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で検証結果を積極的に活用するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p>
<p>エ 社会的養護体制の整備の推進 (7) 児童養護施設等の整備の推進 ① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→① 児童養護施設の小規模化の推進については、平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。</p> <p>なお、その第一段階として、平成 24 年度予算においては、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるようにしたり、賃貸物件を活用して実施する場合には、賃借料を月額 10 万円まで措置費に算定できるようにするとともに、現行、例えば児童養護施設（小学生以上）6：1 の配置を 5.5：1 とするなど、基本的人員配置を 30 数年ぶりに引き上げた。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒① 児童養護施設等の小規模化の推進については、平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。</p> <p>なお、平成 26 年度予算においては、受入児童数の拡大等を実施するとともに、小規模グループケア「743 か所→1,059 か所」、地域小規模児童養護施設「240 か所→293 か所」と箇所数を引き上げた。</p> <p>また、政府の子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善のため、「0.7 兆円の範囲で実施する事項」として、児童養護施設の職</p>

勸告	回答
<p>② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にすること。 (以上、厚生労働省)</p> <p>(イ) 里親委託の推進 里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関事業の効果的な実施の在り方について検討すること。 (厚生労働省)</p>	<p>員配置の引上げ(5.5:1→4:1)等について盛り込まれたところである。</p> <p>(厚生労働省) →② 平成24年3月に情緒障害児短期治療施設の施設運営指針を策定し、当該施設は、「心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所又は通所させて治療を行う施設である。入所治療は原則として数か月から2～3年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行い、通所、アフターケアとしての外来治療を行いながら地域で生活していくことを支援していく。」といった運営理念とともに、96項目の指針を示し、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にした。</p> <p>(厚生労働省) ⇒② 情緒障害児短期治療施設の在り方については、平成24年3月の施設運営指針によって明確化を行っているところである。 なお、平成24年度から、社会的養護関係施設の運営の質の向上を図るために、施設運営の手引書編集委員会を設立し、情緒障害児短期治療施設を始めとする施設種別ごとの運営指針に基づき、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や工夫などをまとめた「運営ハンドブック」を編集中である。同ハンドブックは厚生労働省ホームページ上に掲載する予定である。</p> <p>(厚生労働省) → 都道府県等に対する里親委託が進まない理由についてのアンケート調査や里親委託率を大きく伸ばした都道府県等の取組内容についての調査の結果等を踏まえ、平成24年3月に、児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の取組内容、体制整備について都道府県等に示し、積極的な取組を促している。 また、里親支援機関事業についても、平成24年3月に実施要綱を改正し、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進するための里親委託等推進委員会を都道府県単位及び児童相談所単位で設置することを明確にした。</p> <p>(厚生労働省) ⇒ 平成24年度から新たに、里親支援機関である児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する(25年10月現在で226か所に配置)とともに、25年3月に、里親等</p>

勸告	回答
	<p>委託率を大幅に伸ばした自治体の里親委託推進の取組をまとめた「事例集」を各自治体に周知し、活用を促したところである。</p> <p>「社会的養護の課題と将来像」においても、今後、里親などへの委託率をおおむね3分の1（平成24年度末時点：14.8%）にしていくことを示したところである。</p> <p>子ども・子育て会議における審議等を踏まえて取りまとめられた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」においても、都道府県に対し、目標とする里親などへの委託率を設定した上で、里親の開拓や里親支援の充実の取組について、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき、基本指針に則して都道府県が定めることとされている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に記載するよう盛り込んでいるところである。</p>
<p>(4) 関係機関の連携強化</p> <p>要対協の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方策を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 個別ケース検討会議及び実務者会議について、管内市町村における好事例を収集し情報提供するなどして、管内市町村に両会議の活性化を図ることを要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の機能強化のため、管内市町村に調整機関の会議運営能力やケースをアセスメントする専門性の確保及び業務量に相当する人員配置等の体制整備に努めることを要請するよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>さらに、平成24年1月から3月までにかけて、当省アフターサービス推進室において、要対協を積極的に活用している地方公共団体に対し、効果的に運用するための方法や工夫点の調査を実施し、現在、同調査結果を取りまとめているところであり、これを踏まえて地方公共団体に情報提供することとしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>⇒ 平成24年1月から3月までにかけて、当省アフターサービス推進室において、要対協を積極的に活用している地方公共団体に対し、効果的に運用するための方法や工夫点の調査を実施し、同年12月に結果を「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」として取りまとめ、地方自治体に対して情報提供した。</p> <p>また、引き続き、全国厚生労働関係部局長会議（平成26年1月22日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成26年2月26日）において、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の実践事例集」を参考としつつ、要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を推進す</p>

勸告	回答
	るよう都道府県等に対して、管内市区町村への周知を要請した。